

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス:中央経済工作会議 2014年の経済運営方針を決定 ～改革と革新を重視～

2014年の経済運営方針を決定する中央経済工作会議が12月10日から13日にかけて北京で開催された。2014年は、「第12次五ヶ年計画」実施の4年目となり、計画案件の推進に重要な一年であると同時に、11月に開催された「三中全会」で示された広範な改革深化方針の実施への移行、具体的な改革措置に着手する初年度でもある。習・李指導部が如何にして経済成長の安定化と改革推進のバランスを取りながら、様々な課題に対処していくかが、2014年のみならず、中長期的な中国経済の持続可能な発展にもつながるポイントとなっていることから、今回の中央工作会議は内外から注目されていた。

これまでの中央経済工作会議の期間は2-3日間であったが、今回は「国家新型都市化計画」についても検討を行ったため、会議期間が4日間と、過去最長となった。「国家新型都市化計画」は関連部署により修正後、公表される予定である。本稿では来年の経済運営の基本方針を中心に会議の内容要旨をまとめて説明する。なお、「国家新型都市化計画」に関しては、公表後改めて解説する。

一、2014年の経済運営の政策基調のポイント

1、2014年の経済運営の基調 ～「稳中求進」の継続、改革や革新の重視

新華社が13日に発表した中央経済工作会議に関する記事によれば、今回の会議では、来年の経済運営の政策基調として、以下の方針が示された。

全体要求

- 2013年の稳中求進(安定下で前進を求める)の政策基調、および「積極的な財政政策と穏健な金融政策」を継続しながらも、**改革と革新**を経済運営や社会管理の各分野、各段階に行き渡らせること。
- マクロ経済政策の連続性と安定性を保ち、市場活力の喚起に注力すること。
- 経済発展モデルの転換加速、基本公共サービス体系の強化、民生事業の改善を進め、経済の持続的且つ健全な発展、社会の調和と安定を促進する。

中核課題

- 来年の経済運営において中核となる課題は稳中求進と改革革新に適切に対処することである。
- すなわち、足元の経済の上向き態勢を更に強化し、経済や社会の大局の安定を保ち、全面的な改革深化を進めるといった条件を整える上で、改革措置を積極的に推進し、様々な課題に取り組み、改革によって経済発展や発展方式の転換および民生事業の発展を促進する。

経済発展の質の向上

- 持続的且つ健全な経済発展と国内総生産(GDP)との関係を正確に理解し、経済発展がGDPの拡大であるとの考え方を是正し、後遺症を残さない合理的なGDP成長速度を保ちながら、経済構造の調整、経済発展の質と効率を高める。

改革の方針

- 改革は社会主義制度の改善と発展であり、中央の要求に従い、改革を協調的に進め、改革効率の最大化を図る。一方、機が熟しておらず、条件も整っていない時期にいたずらに改革を推進することを控える。

- 情勢を見極め、改革方針が明確で、奏功しやすい改革、および地方や各部門が自由裁量で行える改革などは、近いうちに、または来年にも迅速に推進する。
- 関連分野が多く、中央政府が決定しなければならない改革については、改革案を早急に提出し、具体的な方策を策定し、来年の適切な時期に実施する。
- 現時点では、効果がよく把握できていないが、行わなければならない改革案件については、大胆に模索し、試行によって経験を積み、改革の条件を創出する。
- 改革の推進にあたり、法律の修正が必要となれば、迅速に検討し、改訂に着手する。

2、マクロ経済政策方針～「積極的な財政政策と穏健な金融政策」の継続

- 財政政策については、財政支出の構造を調整し、節約励行を進め、資金使用効率を高める。構造的な減税措置を改善し、営業税から増値税への税制改革の対象業種を拡大する。
- 金融政策に関しては、貸出・マネーサプライおよび社会融資規模の合理的な成長を保ち、資金配分の構造を改善し、直接金融の比率を高める。金利自由化と人民元為替相場制度の形成メカニズムの改革を推進し、金融市場の運営効率や実体経済に対する支援を強化する。

3、2014年の経済運営の主要任務～食糧安全の保障や地方債務リスクへの対処

今回の会議では、来年の経済運営の主要任務として、食糧安全の保障、過剰設備の削減、債務リスクの防止、地域の協調的な発展、国民生活の改善、対外開放レベルの向上など、6項目の主要任務を示した。

(1) 着実な国家食糧安全保障

- 国内生産を主とし、適度に輸入し、科学技術の応用による農業生産性の向上を支える国の食糧安全戦略を実施する。
- 農産品の品質と食品の安全、農業インフラ建設、農業科学技術の進展などを進める。

(2) 産業構造調整への注力

- 中央の過剰生産能力を解消する政策を徹底し、資源配分における市場の決定的な役割を發揮させ、市場競争による優勝劣敗を図る。
- 設備過剰を解消する根本的な手段は革新であり、技術や製品、商業形態、事業体制および販売方式などの革新を目指し、企業が革新の主体となる市場環境を創出する。
- 戦略的新興産業の発展、伝統的な産業の高度化を進める。
- 環境保全基準を強化し、環境破壊行為を厳しく処罰する。

(3) 債務リスクの防止・コントロールに注力

- 地方政府の債務リスクの抑制や解消を経済運営の重要任務とし、短期的な対応策と長期的な制度構築に取り組む。
- 地方政府債務を類別する上でそれぞれの予算管理に組入れ、地方政府の債務借り入れ手順を厳格化する。
- 省、自治区、直轄市それぞれが管轄下の地方政府関連債務に責任を負い、政府の責任を強化する。

(4) 地域間の調和の取れた発展の促進

(5) 教育、就業、収入分配、社会保障、医薬衛生、住宅、食品安全、安全生産などの国民生活保障の着実な推進

- 就業の重点は大学卒業生の就職や、過剰設備の削減に伴う解雇者の再就職である。
- 住宅問題については、当面の国情や発展段階にふさわしい住宅制度を探索し、低賃貸住宅や公共住宅などの保障性住宅の建設と供給、老朽住宅の改造を強化するほか、大都市では住宅向けの土地供給を拡大し、土地の容積率を高める。
- 環境整備や環境保全を強化し、大気汚染整備の措置を徹底する。

(6) 対外開放レベルの更なる向上

- 技術や大型プラント関連業界の輸出に対する牽引機能を發揮し、新たな輸出の優位性を発掘する。また、国内の構造調整や発展モデル転換に必要な設備と技術の輸入を拡大する。
- 自由貿易区や投資協定に関する交渉を進め、安定、公平、透明の投資環境を醸成し、投資者の

利益を保護する。

- 「シルクロード経済ベルト」¹や 21 世紀「海のシルクロード」²の建設を推進する。

二、コメント

- 来年も世界経済情勢の複雑さや先行き不透明感が依然として懸念される中、国内でも設備過剰や地方政府債務リスクなどの課題を抱えており、経済の下振れリスクや物価上昇のリスクが同時に存在し、政策運営において難しい舵取りが迫られている。かかる中で、積極的な財政と中立的な金融政策のポリシーミックスは、臨機応変に経済情勢の変化に対応することを意味する。
- 足元、市場流動性が全体的に潤沢である中、中立的な金融政策として、マネーサプライや貸出の拡大よりも、金利自由化や相場制度、資本市場改革などの金融改革の加速を通じ、企業の資金調達をスムーズにし、資金使用効率の向上に取り組むことが予想される。
- 会議では経済成長を合理的なレンジで安定化することを強調している。李克強総理が 7 月に「成長の下限は 7.5%、最低ラインは 7.0%」と発言し、11 月に「雇用の安定には 7.2%の成長が必要」との見方を示し、当面は 7%程度の成長ペースを保つ姿勢を示唆したと受け取られており、来年の経済成長目標は 7.0-7.5%に設定されると、おおよそのエコノミストは予測を示している。なお、具体的な数値目標は来年 3 月に開催される全人代の後に公表される。
- 国家の食糧安全の保障を第一任務として取り上げるのは、今回の会議が初めてである。2004 年以降、中国の食糧収穫量は 10 年連続で豊作を続けているものの、中国の食糧需要も急速な増加傾向を継続し、足元の食糧需給は不足しており、食糧輸入依存度は 30%以上で、将来的に 50%を超える見込まれている。特に大豆、小麦、トウモロコシなどの主要穀物は輸入超過が継続しており、国家の安全な食糧供給を確保することが、重要な課題として浮上している。
- 会議で地方政府の債務問題への対処を初めて「重要任務とする」方針を示した。8 月以降、国家審計署が行った地方政府に対する債務審査結果は、近く正式に公表されるが、現時点で 18-20 兆元と 2012 年の GDP 比で 40%弱になると推測されている。当面、中央政府の財政状況が健全であり、システミックリスクを引き起こす可能性は大きくないものの、一部の地域と一部のプロジェクトには流動性リスクを孕んでおり、財政・税制度の健全化を通じ、的確に対処しなければならない。
- 全国的に不動産価格の上昇が続いているものの、会議では価格の上昇抑制に触れなかった。根強い実需が存在している中、これまでの住宅購入抑制策の効果があまり顕在化していないことが背景にある。会議では、低賃貸住宅や公共住宅などの保障性住宅の建設と供給、老朽住宅の改造を強化するほか、大都市では住宅向け土地供給の拡大を強調するなど、需要の抑制から供給拡大へ、低所得層の居住を保障しながらも、中高級住宅価格は市場によって調整する政府方針の転換が見られる。
- 対外的には、自由貿易協定(FTA)締結交渉を加速させる方針を打ち出した。今年 3 月に始まった中国、日本、韓国の 3ヶ国 FTA 交渉や米国との投資協定交渉などで進展すると予想される。
- 「シルクロード経済ベルト」の建設推進によって、西安を初め、西部地域の対外開放の促進、中央アジアやヨーロッパとの経済提携の強化、中国へのエネルギー供給を保障する意図がある。「21 世紀海上シルクロード」の推進によって、アセアンとの経済貿易提携を強化する狙いがみられる。

¹ シルクロードは歴史上、中国と地中海世界を結ぶ交易路を指し、シルクが中国側の最も重要な交易品であったことから、この名が付けられた。起点は中国の長安(陝西省西安、洛陽説もある)で甘肅、新疆を經由、中央アジアを横断して欧州に到る。シルクロード経済ベルトとは、シルクロード経由の中国西部の省市および中央アジア諸国を含む経済協力プロジェクトをさし、2013 年 9 月に習近平国家主席がカザフスタン訪問時、共同で「シルクロード経済ベルト」を建設することを提唱した。「シルクロード経済ベルト」の人口規模は 30 億人を超え、市場規模、潜在的な需要が大きい。

² 「海のシルクロード」は中国の南から海に乗り出し、東海、南海、インド洋を経てインドへ、さらにアラビア半島へと至る海路であり、古代のインド、ペルシア、イスラム商人がシルクを求めてこの海路経由で中国を訪れたことで、「海のシルクロード」と呼ばれた。2013 年 10 月に習近平国家主席がインドネシア訪問時、アセアン諸国と海洋分野で協力を強化し、共同で「海のシルクロード」を建設することを提出した。

参考資料

2000年以降の中央経済工作会議が定めたマクロ経済政策基調

年度	財政・金融政策	政策目標
2014年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	稳中求進、改革と革新の推進、経済成長の質と効率の向上
2013年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	稳中求進、経済成長の質と効率の向上、都市化の推進
2012年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済の安定成長、経済構造の調整、インフレ予想の管理を重要視
2011年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済構造調整の加速、物価の安定化を重要視
2010年	積極的な財政政策 適度緩和の金融政策	政策の連続性と安定性を保つ
2009年	積極的な財政政策 適度緩和の金融政策	内需拡大、経済の安定的でやや速い成長を保つ
2008年	穏健な財政政策 引締め金融政策	経済の過熱化を防止
2007年	穏健な財政政策 穏健な金融政策	消費、投資、輸出の協調的な発展を図る
2006年	穏健な財政政策 穏健な金融政策	政策の連続性と安定性を保つ
2005年	穏健な財政政策 穏健な金融政策	マクロコントロールの成果を強化、全面、協調かつ持続可能な発展を図る
2004年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済成長の質と効率を向上させる
2003年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	経済成長のスピード、構造、質、効率の統一を図る
2002年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	内需拡大、経済成長の質と効率の向上を図る
2001年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	堅調な経済成長態勢を維持
2000年	積極的な財政政策 穏健な金融政策	国有企業の改革を推進

公開資料を基に三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司中国調査室整理

三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部
中国調査室 張文芳

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司トランザクションバンキング部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214

CHINA WEEKLY

トピックス:【人民元/連載】<第7回>取引事例の紹介1

人民元/連載の第7回のテーマは、主に人民元建資本金に関する「取引事例の紹介」を取り上げます。なお、本文中のUSDは米ドル、CNYは人民元、JPYは日本円をそれぞれ示しています。

【事例1】

日本のA社は2008年に中国子会社B社を設立。登録資本USD1百万に対してUSDで資本金を払込。B社のUSD資本金は中国現地規制により支払時までCNYに両替できず（仕入や費用はCNY）、USD安CNY高が進んだため、結果としてUSD資本金は外貨預金として評価替えの対象となりB社は創業当初からP/L上評価損が発生し、また支払時には当初想定していたCNYを確保できず資金不足が発生。当初想定していなかったがA社はB社に対して増資（USD）と親子ローンを行うことによりB社の資金不足に対応。

その後、B社は事業規模が拡大、A社はB社に対してUSD2百万の増資を行うこととしたが、設立当初の苦い経験から、今回の増資は払込通貨をCNYとして実行（USD2百万相当のCNY）。増資の許認可手続は払込通貨をUSDとした前回増資時より少し時間はかかったものの、CNY資本金は評価替えの対象でなくP/L上評価損も発生せず、必要なCNYを事前に確保でき資金不足は発生せず。結果として増資検討時に策定した事業計画（CNY建）通りの資金計画で進んでいくこととなった。

【ポイント】

1. 中国進出・追加投資計画の策定

中国進出・追加投資に係る事業計画を策定する際、以前は中国外からの設備や原材料の輸入や、中国外への製品輸出が多かったため、事業計画をUSDやJPYで作成する企業が多く、結果として資本金もその支払通貨に合わせた通貨（USD・JPYなど）とすることが一般的でした。しかし、最近では中国内での販売が増加したり中国内の設備や原材料を調達したりする傾向が強まってきたこともあり、事業計画をCNYで作成する例が増えてきています。CNYで事業計画を作成した後にUSDやJPYに換算しているケースも多いと思われませんが、当初の事業計画はCNYで作成するケースが多いのではないかと思います。

2. 中国側規制と現状

中国現地規制により資本金は支払時期到来までは両替が原則不可となっています。中国現地調達が進んできたこともあり、工場建設・設備購入・原材料等の支払通貨はCNYとなるケースが多くなってきています。もし為替相場がUSD安CNY高の傾向で推移すると仮定すれば、最終的に支払時に必要なCNYが不足する恐れがあります。こうした中国現地での事情もあり、中国現法向け資本金や親子ローンの送金通貨をCNY建にするケースが増えてきています。

3. 中国での会計記帳

USDやJPYなどの通貨で資本金を払い込んだ場合、支払時期が到来するまでは外貨預金として保有することになるため、外貨預金の月次評価替え時にP/L上評価損が発生する恐れがあります。一方、CNYで資本金を払い込んだ場合、預金として保有することになる点は同じですが、会計記帳通貨がCNYであるため、月次評価替えの必要がありません。

4. CNY出資・増資手続きでの留意点

進出当初にUSDやJPYなどで出資を行った場合であっても、増資時に原申請通貨でしか増資できないという規制はなく、CNYに変更することができます。実際の手続き面においては、登記通貨は原申請通貨、払込通貨はCNYとすることが一般的です。その際に、所在地商務主管部門での申請時点において、「払込通貨をCNY」として申請する必要があります。

なお、出資・増資手続きは外貨建であってもCNY建であっても、手続きに係る手間や時間は大きくは変わりません。

【事例 2】

日本の C 社は 2005 年に中国企業と合弁会社 D 社を設立。登録資本 USD10 百万、出資比率は C 社 70%、中国企業 30%。今回、中国企業側より当該合弁事業から撤退したいとの申し出があり、C 社は中国企業が保有する 30%の出資持分を買い取ることになり、出資持分譲渡契約を締結する前に合弁会社の資産評価を実施（資産評価額は CNY 建て）。また、中国企業より出資持分譲渡の対価は CNY で決済したい（為替リスクを負いたくない）との意向があり、最終的に CNY での決済とし、C 社は中国企業に相応の CNY を送金。現在合弁会社から独資会社になり、中国事業を拡大中。

【ポイント】**5. 出資持分の譲渡（譲受）**

資本再編の一環で出資持分の譲渡（譲受）がありますが、資産評価は中国で実施することから評価額は CNY 建になることが一般的です。その評価額を送金当日のレート等で USD や JPY に換算することなく、そのまま CNY 建てで送金することができます。

【注意事項】 人民元取引の実行にあたっては弊行所定の審査が必要となる場合がございますので、人民元取引につきましては事前に弊行お取引店までご相談ください。

株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 地域戦略グループ

【人民元/連載】 全 8 回で各回テーマは以下の予定です。「第 1 回：人民元国際化の進展」「第 2 回：本邦での取引拡大」「第 3 回：中国現地規制の紹介 1」「第 4 回：中国現地規制の紹介 2」「第 5 回：中国現地規制の紹介 3」「第 6 回：人民元取引の留意点」「第 7 回：取引事例の紹介 1」「第 8 回：取引事例の紹介 2」。

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2013 年 12 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【行政法規】

○「国務院の一連の行政審査・認可項目の取り消し及び権限委譲に関する決定」（国発 [2013] 44 号、2013 年 11 月 8 日発布・実施）

今年 5 月に続く、国務院各部・委員会の審査・認可項目の取り消しと権限の下部委譲についての決定。外資関連の項目は、次のとおり。
 ■①外商投資道路運輸業の「立項」（注：プロジェクト立案）審査・認可→交通運輸部から省級交通運輸部門に委譲、■②香港・マカオの投資者による合弁・合作・独資での上演仲介機構と上演場所の審査・認可→文化部から省級文化部門に委譲、■③加工貿易の届出及び外注加工、「深加工結転」（注：加工貿易企業間の間接輸出取引のこと）、余剰材の繰越し、消込み、廃棄の認可→取消、■④関税・税関代理徴収輸入税（注：増値税・消費税のこと）の減免の審査・認可→税関総署から直属税関に委譲など。詳細は、中国政府の下記ウェブサイトをご参照。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/10/content_2545569.htm

○「国務院の『全国年祝祭日休暇弁法』の改正に関する決定」（国務院令第 644 号、2013 年 12 月 11 日公布、2014 年 1 月 1 日実施）

2007 年 12 月以来の 3 回目の改正。春節休暇について、「農曆の大晦日、正月 1 日、2 日」を「農曆の正月 1 日、2 日、3 日」とした。

○「国務院弁公庁の 2014 年一部祝祭日の手配に関する通知」（国弁発明電 [2013] 28 号、2013 年 12 月 11 日発布、2014 年 1 月 1 日実施）

2014 年の祝祭日に関する通知。■元旦：1 月 1 日の 1 日、春節：1 月 31 日～2 月 6 日の 7 日（1 月 26 日（日）と 2 月 8 日（土）は通常通り）、清明節：4 月 5 日（土）につき 7 日（月）に振替え、労働節：5 月 1 日～3 日の 3 日（5 月 4 日（日）は通常通り）、端午節：6 月 2 日（月）につき週末から連休、中秋節：9 月 8 日（月）につき週末から連休、国慶節：10 月 1 日～7 日の 7 日（9 月 28 日（日）と 10 月 11 日（土）は通常通り）。

【規則】

○「財政部、国家税務総局の企業と独立採算事業単位の従業員に貸し出す単位が自己所有する住宅の不動産税及び営業税政策に関する通知」（財税 [2013] 94 号、2013 年 11 月 27 日発布・実施）

企業等が自己所有の住宅を従業員に貸し出す場合の不動産税と営業税の扱いを示したもの。2001 年から公有住宅と廉価賃貸住宅を貸し出す場合は暫時免税とされているが、その対象を「公有住宅管理または県級以上の政府の廉価住宅管理に入っている単位所有の住宅」と明確にした。したがって、商業住宅を貸し出す場合は課税となる。

○「企業更新改造費支出企業所得税税前控除問題に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 67 号、2013 年 11 月 28 日公布、同年 1 月 1 日実施）

企業の更新改造費（注：中国語は「維簡費」）支出の企業所得税の扱いに関する公告。■①収益性支出に属する場合は、当期費用として控除する、②資本性支出に属する場合は、減価償却費または無形資産償却費として控除する、③ただし、規定により予め引き当てていた更新改造費は控除してはならない、など。

○「クロスボーダー人民元直接投資の関係問題に関する公告」（商務部公告 2013 年第 87 号、2013 年 12 月 3 日公布、2014 年 1 月 1 日実施）

国外投資者の人民元での直接投資に関する公告。■①外資の法律・法規・関係規定の要求に合致し、国の外資産業政策、外資による合併買収の安全審査、反独占審査の関係規定を遵守すること、②外商投資企業は出資された人民元資金を中国国内で直接・間接に有価証券、金融派生商品（株式上場会社への戦略投資を除く）及び委託貸付に投資・使用してはならないこと、③商務部門の認可同意書には「国外人民元出資」の文字、出資額、上記①の要求を

<p>○「財政部、人力資源・社会保障部、国家税務総局の企業年金・職業年金の個人所得税関連問題に関する通知」（財税 [2013] 103 号、2013 年 12 月 6 日発布、2014 年 1 月 1 日実施）</p>	<p>記載し、それを同級の関係部門に送付すること、④外商投資企業から得た国外送金をしていない利益及び持分譲渡・減資・清算・投資先行回収で得た人民元を投資する場合は関係規定に従うこと、などは従来と同じ。■ただ、新たに、出資通貨を外貨から人民元に変更する場合、契約（注：合弁または合作の場合）・定款の変更についての審査・認可を不要とし、外資の法律・法規・関係規定の要求に従って、関係部門と銀行で登記、口座開設、資金両替等の手続きを行うとしている（従来は商務部門への認可申請が必要）。</p>
<p>○「国家外貨管理局の銀行の貿易融資業務外貨管理完備化の関係問題に関する通知」（匯発 [2013] 44 号、2013 年 12 月 6 日発布・実施）</p>	<p>企業年金と職業年金（注：事業単位と言われる公的機関の年金）の個人所得税の扱いを示した通知。■年金納付時は、①単位（注：雇用主）が国の定める基準内で納付する部分に対しては、個人口座への積み立て時に個人所得税を課税しない、②個人が納付する部分に対しては、賃金課税基数（注：本人の前年度月平均賃金）の 4%の基準内で当期の課税所得から控除する、③上記の基準を超えて単位と個人が納付する部分に対しては、個人の当期賃金所得に合算して個人所得税を課税する。■年金受け取り時は、①本通知実施後に定年退職年齢に達した場合、全額を賃金所得として個人所得税を課税する、②本通知実施前に単位と個人が年金納付を開始し、実施後に年金を受け取る場合、年金から本通知実施前の納付額及び個人所得税を控除し、その残額に対して個人所得税を課税する、など。</p>
<p>○「国家税務総局の鉄道輸送・郵便サービス業の営業税改革増徴税徴収試行業務を適切に行うことに関する通知」（税総発 [2013] 125 号、2013 年 12 月 9 日発布、2014 年 1 月 1 日実施）</p>	<p>銀行に対し、企業の貿易融資業務の審査を厳格に行うことを指示した通知。■特に、90 日を超える長期の貿易融資業務（短期のロールオーバーの累計期限が 90 日を超える場合を含む）の審査を強化し、業務の真実性・遵法性に疑問がある場合には、企業に取引契約書や貨物所有権証書の提出を要求しなければならないとしている。■また、外貨管理局の企業分類で A 類企業とされていても、資金の流れと貨物の流れに重大な不一致がある、長期の貿易融資業務の規模が大きく比率が高いなどの状況にある場合、外貨管理局が「リスク提示書簡」を送付し、10 業務日以内に情況説明を求めるとしている。■この通知の背景には、最近の貿易融資業務を利用した不正外貨流入の増大と人民元高圧力の高まりがあると見られる。</p>
<p>○「国家発展改革委員会の国内精製油価格引き上げに関する通知」（発改電 [2013] 264 号、2013 年 12 月 12 日発布・実施）</p>	<p>12 月初旬の国务院常务会议で、来年 1 月 1 日から増徴税改革試行の対象に、鉄道輸送サービスと郵便サービスを含めることが決定されたが、それを地方税務局に通知したものの。</p> <p>11 月 28 日に続くガソリンとディーゼル油の価格引き上げ。いずれもトン当たり 60 元の引き上げとなった。</p>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の主要経済指標 消費 13.7%の伸び 前月より0.4ポイント拡大

国家統計局によると、11月の社会消費財小売総額は前月から0.4ポイント拡大して前年同月比+13.7%の伸びとなり、6ヶ月連続で13%を超える伸びを記録した。一方、11月の工業生産は前年同月比+10.0%となり、4ヶ月連続で2桁台の伸びを示したものの、伸び幅は10月より0.3ポイント縮小した。1-11月の固定資産投資は前年同期比+19.9%と、伸び幅は1-10月比0.2ポイント鈍化し、今年に入り初めて20%を下回った。11月の消費者物価上昇率（CPI）は前年同月比+3.0%と、上昇幅は10月から0.2ポイント下落した。品目別では、食料品が10月比0.6ポイント低下の同+5.9%、非食品は10月比横ばいの同+1.6%だった。11月の工業生産者出荷価格（PPI）は前年同月比▲1.4%と、下落幅は10月から0.1ポイント縮小したものの、21ヶ月連続でのマイナスとなった。

＜11月の主要経済指標＞

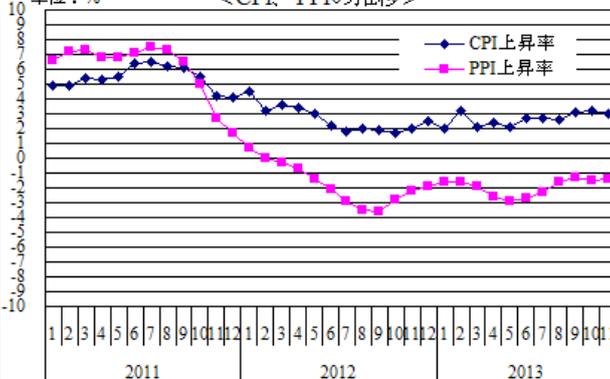
項目	金額	前年比(%)
固定資産投資（除く農村企業投資）*	(億元) 391,283	19.9
第一次産業	(億元) 8,509	31.7
第二次産業	(億元) 167,043	17.3
第三次産業	(億元) 215,730	21.5
民間固定資産投資*	(億元) 248,381	23.2
工業生産(付加価値ベース)**	-	10.0
社会消費財小売総額	(億元) 21,012	13.7
消費者物価上昇率(CPI)	-	3.0
工業生産者出荷価格(PPI)	-	▲1.4
工業生産者購買価格	-	▲1.5
輸出	(億米ドル) 2,022.1	12.7
輸入	(億米ドル) 1,684.0	5.3
貿易収支	(億米ドル) 338.0	73.4

*: 1～11月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

（出所：国家統計局等の公表データに基づき作成）

単位：% ＜CPI、PPIの推移＞



（出所：国家統計局の公表データに基づき作成）

【産業】

◆11月の自動車生産・販売 過去最高を記録

中国自動車工業協会の10日の発表によると、11月の自動車生産台数は前年同月比+21.2%の213.43万台、販売台数は同+14.1%の204.39万台と、単月ペースで共に過去最高を記録した。1-11月の累計でも、生産が前年同期比+14.3%の1,998.9万台、販売が同+13.5%の1,986.0万台と、共に既に昨年の通年実績（生産：1,927.2万台、販売：1930.6万台）を上回った。伸び率については、生産が6月以降6ヶ月連続で拡大、販売が10月の+20.3%より6.2ポイント縮小したものの、今年に入って3番目の高水準となっている。なお、乗用車の国別販売シェアについては、11月単月で、中資系が40.5%、日系19.2%、独系15.6%、米系12.7%、韓国系8.6%、仏系3.2%となり、日系は今年に入って初めて独系を抜いて外資のトップとなった。一方、1-11月の累計では、独系が19.2%、日系が16.0%となっている。

【貿易・投資】

◆外商投資プロジェクトに対する認可手続きの簡素化

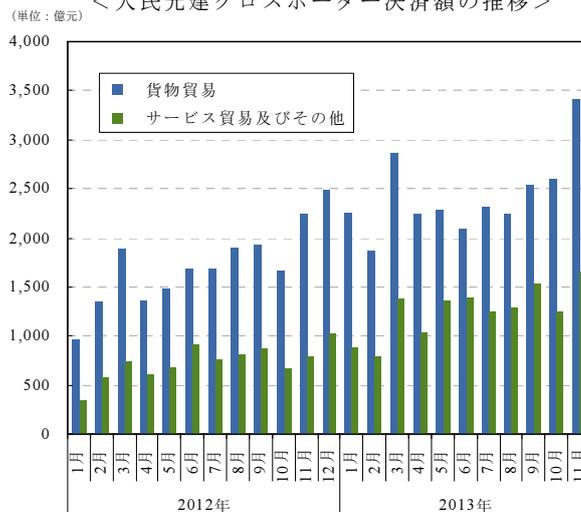
国務院は2日付で「政府認可投資プロジェクト目録」の改定版（国発[2013]47号）を発表し、即日実施した。本目録は政府の認可を要する投資プロジェクトを定めるもので、目録に記載されていないプロジェクトは企業による届出管理となる。今回の改定は今年3月の全国人民代表大会で採択された「国務院機構改革・職能転換案」の方針に基づくもので、政府の認可範囲の大幅縮小や、一部の認可権限の中央から地方への委譲が盛り込まれている。外商投資については、従来、新規と増資を含めた全てのプロジェクトが政府の発展改革委員会の認可を受けることになっていたが、今後は、参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理方式を導入し、同委員会の認可対象を「外商投資産業指導目録」における制限類と一部奨励類（中国側が過半数或いは相対的に多数の株を支配する場合）に縮小し、それ以外のプロジェクトは中国内資企業の管理に準じ、認可制か届出制のいずれかになる。具体的な認可・届出手続きについては今後、各主管部門、地方政府による関連規定の制定・改定により明らかになると思われる。なお、外商投資企業の新規設立及び各種登記変更は、従来通り商務部門等の認可を受けるといふ。

【金融・為替】

◆11月の人民元新規貸出 6,246 億元 前月比+1,185 億元の大幅増

中国人民銀行の11日の発表によると、11月の人民元新規貸出額は6,246億元で、前年同月比+1,026億元、前月比+1,185億元といずれも大幅な増加となった。1-11月の人民元新規貸出額は8兆4,100万億元で、前年同期比6,600億元増加した。11月の外貨新規貸出額は前年同月比▲146億米ドル、前月比+11億米ドルの20億米ドルとなった。社会融資規模（注）は前年同月比+1,053億元、前月比+3,736億元と大幅に増加して1兆2,300万億元となった。11月末のマネーサプライ（M2）は前年同月比+14.2%の107兆9,300万億元で、政府の通年目標の+13.0%を超える伸びとなった。同時に発表された11月のクロスボーダー人民元決済額の統計については、経常項目は5,064億元、うち、貨物貿易が3,414億元、サービス貿易及びその他が1,650億元。資本項目は431億元、うち、対外直接投資が108億元、対内直接投資が323億元となっている。

＜人民元建クロスボーダー決済額の推移＞



出所: 人民銀行の公表データに基づき作成

(注) : 社会融資規模=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式融資+保険会社賠償+投資不動産

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2013.12.09	6.0761	6.0713~6.0761	6.0723	-0.0094	5.8886	-0.0645	0.78317	-0.0012	8.3232	0.0222	4.5000	2342.89	1.11
2013.12.10	6.0703	6.0703~6.0726	6.0710	-0.0013	5.8866	-0.0020	0.78301	-0.0002	8.3477	0.0245	4.4000	2342.15	-0.74
2013.12.11	6.0710	6.0709~6.0723	6.0717	0.0007	5.9181	0.0315	0.78308	0.0001	8.3484	0.0007	4.3400	2307.26	-34.89
2013.12.12	6.0730	6.0707~6.0779	6.0711	-0.0006	5.9058	-0.0123	0.78300	-0.0001	8.3694	0.0210	4.3100	2305.87	-1.39
2013.12.13	6.0728	6.0712~6.0740	6.0712	0.0001	5.8642	-0.0416	0.78316	0.0002	8.3563	-0.0131	4.3100	2298.74	-7.13

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～堅調推移を見込むも上値は限定的～

今週の人民元は、中国人民銀行が対ドル基準値を元高へ切り上げたことを受けて上昇する展開となった。10日には事実上切り上げとなる2005年以来の高水準である6.0703を示現している。ただ、同水準では上値重く、その後対ドル基準値が最高値を更新(6.110)したにもかかわらず、ほぼ横ばいの推移が続いている。11月の鉱工業生産(前年比+10.0%)は市場予想を下回ったが、4ヶ月連続で二桁成長を維持した。社会科学院は2013年の成長率は前年比+7.7%になるとの予測を発表している。

11月の輸出(前年比+12.7%)は市場予想、前月共に大幅に上回る結果となった。国・地域別では米国(寄与度ベース+3.0%)、欧州(同+2.6%)など幅広い地域での増加が確認されたが、中でも7ヶ月ぶり高水準を記録した香港向け輸出額(351億ドル)には注目だろう。年前半に資本流入圧力が強まった際、輸出の水増し申告による投機資金(ホットマネー)流入の可能性が取り沙汰されたが、発端は香港向け輸出の増加であった。当時を髣髴させる状況である上、金融機関による新規外貨買入れ額も増加傾向にあるなど、5月に発表された資本流入規制の効果は薄れつつある。こうした状況下、国家外為管理局は7日にウェブサイト上で貿易融資の監視を強化する声明を発表した。声明では、銀行へ貿易業務の審査強化を求めており、審査状況の抜き打ち検査や必要であれば立ち入り検査も行う旨を定めている。この声明は即日実施となっており、資本流入圧力はしばらく和らぐこととなりそうだ。ただ、政府による資本勘定の自由化に向けた取り組み姿勢は不変であり、資本流入の勢い自体を弱める効果は薄いであろう。また、一日の変動許容幅拡大への期待が高まっていることもあり、来週の人民元も高値圏での推移が続くと見ている。(12月13日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。